

平成23年第7回那須烏山市議会12月定例会（第1日）

平成23年11月29日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時59分

◎出席議員（17名）

| | | | |
|-----|--------|-----|------|
| 1番 | 田島信二 | 2番 | 川俣純子 |
| 3番 | 渋井由放 | 4番 | 渡辺健寿 |
| 5番 | 久保居光一郎 | 7番 | 高德正治 |
| 8番 | 佐藤昇市 | 9番 | 板橋邦夫 |
| 10番 | 水上正治 | 11番 | 平山進 |
| 12番 | 佐藤雄次郎 | 13番 | 小森幸雄 |
| 14番 | 滝田志孝 | 15番 | 高田悦男 |
| 16番 | 中山五男 | 17番 | 平塚英教 |
| 18番 | 樋山隆四郎 | | |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------|-------|
| 市長 | 大谷範雄 |
| 副市長 | 石川英雄 |
| 教育長 | 池澤進 |
| 会計管理者兼会計課長 | 羽石浩之 |
| 教育次長 | 岡清隆 |
| 総合政策課長 | 坂本正一 |
| 総務課長 | 駒場不二夫 |
| 税務課長 | 鈴木傑 |
| 市民課長 | 平山隆 |
| 福祉事務所長 | 平山正夫 |
| 健康福祉課長 | 樋山洋平 |
| こども課長 | 鈴木重男 |
| 農政課長 | 荻野目茂 |
| 商工観光課長 | 高橋博 |

| | |
|--------|---------|
| 環境課長 | 小 川 祥 一 |
| 都市建設課長 | 福 田 光 宏 |
| 上下水道課長 | 栗 野 育 夫 |
| 学校教育課長 | 大 野 治 樹 |
| 生涯学習課長 | 川 堀 文 玉 |

◎事務局職員出席者

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 堀 江 久 雄 |
| 書 記 | 薄 井 時 夫 |
| 書 記 | 佐 藤 博 樹 |

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 11 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 7 号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 8 号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 9 号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 10 号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 12 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに栃木県市町村総合事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 13 号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について（市長提出）
- 日程 第 10 議案第 14 号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について（市長提出）
- 日程 第 11 議案第 1 号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第 12 議案第 2 号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 13 議案第 3 号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 14 議案第 4 号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第 15 議案第 5 号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第 16 議案第 6 号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第5号）について（市長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（滝田志孝） おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、平成23年第7回那須烏山市議会12月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る11月22日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

◎市長あいさつ

○議長（滝田志孝） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。

市長大谷範雄。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄） 開会のごあいさつを申し上げます。平成23年第7回那須烏山市議会定例会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、年末にあたり何かとご多用のところ、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、平成23年も残すところ1カ月となりました。ことしは3月11日に未曾有の大災害、東日本大震災が発生し、その後の福島第一原発事故に伴う放射能汚染対策、さらに台風6号、台風15号に伴う水害と、本市にとりまして、まさに百年来とも言える被災の年でありました。特に、大震災と台風15号では、栃木県内でも最も大きな被害を受けるという残念な結果となりました。

このため、市では、これまでの計画を大幅に修正をし、また、事業を一部凍結をして、災害からの復旧に努めてきたところであります。中でも、全国に先駆けて創設いたしました独自の被災宅地復旧助成金制度や被災工場復旧助成金制度、農業施設等復旧助成金制度等は、市内での住宅再建や産業の復興に効果を発揮しているところでありまして、議員各位のご理解、ご協力、そして、各種ご提言に対しまして、改めてお礼を申し上げる次第であります。今後とも、非常時の適切な対応を求めた危機管理マニュアルの策定や、公共施設の各種施策における安全体制の整備など、安全、安心を第一としたまちづくりを進めてまいりますので、引き続きご支援賜りますようお願いを申し上げます。

さて、国政に目を移しますと、地方に権限と財源を移譲する地域主権改革は、4月末に関連3法案が成立をしてから遅々として進んでいないように見受けられます。もちろん大震災の復興や原発事故対応など、重大なテーマがメジロ押しなので、理解はいたしておりますが、政権交代で一丁目一番地と位置づけられたはずの重要施策が新内閣のもとでは多くを語られておらず、地方の不安を増長させているところでございます。

以前、国の重要な政策として、本県を含め全国的に大きな話題となりました国会等移転の例もでございます。いつしか忘れ去られてしまうことがなきよう、12月に予定される特例法案の閣議決定、そして来年の国会提出の行方を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

また、経済の低迷と厳しい国の財政状況の中で、環太平洋経済連携協定、いわゆるTPP交渉あるいは税と社会保障の一体改革などが政府の重要テーマとなっております。今次定例会の一般質問にもございますが、議員各位に関心も非常に強いものと理解をいたしております。いずれの問題も、市にとりまして、そして市民の皆様にとりまして非常に重要な、そして影響の大きい政策でありますことから、慎重にかつ詳細にその行方を見きわめながら、市長会を通じまして必要な措置を国に訴えてまいりたいと考えております。

さて、今次定例会におきまして、ご提案申し上げます案件は、補正予算案6件、条例案4件、人事案1件、議決案3件、計14件であります。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

10番 水上正治議員

11番 平山 進議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から12月2日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から4日間と決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力を願います。

◎日程第3 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（滝田志孝） 日程第3 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条第2項の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦をすることになっております。本案は、人権擁護委員であります渡邊美樹氏が平成24年3月31日をもって任期満了となることに伴いまして、新たな委員として小林洋子氏を推薦いたしたく提案するものであります。

渡邊美樹氏は、平成6年2月から6期18年にわたり人権の擁護と人権思想の普及高揚にご貢献をされました。ここに渡邊美樹氏の永年のご活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

今回、推薦をいたします小林洋子氏は、誠実、温厚な人柄で、38年間の長きにわたり県内の小中学校に奉職をされ、現在は本市子ども課の家庭相談員として尽力、ご活躍をいただいております。また、地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でございます。

何とぞご審議をいただきまして、ご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第11号について、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり推薦することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第7号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第4 議案第7号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、スポーツ振興法が全面改正をされ、新しくスポーツ基本法が制定されたのに伴いまして、従来の体育指導委員がスポーツ推進委員に名称を変更されたために、条文中の当該名称を変更するものでございます。

慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第7号の市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。今回、スポーツ基本法の制定に伴っての体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるということでございます。

現在、この体育指導委員ですが、何名いらっしゃるのか。その活躍の内容についてご説明をいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 体育指導委員は定員24名に対しまして、現在20名の方を委嘱しております。各種それぞれのスポーツ等で造詣の深い方等をお願いしております。市で行いますスポーツ行事等に積極的にかかわっていただくほか、各専門的な部分での指導等にもあたっていただいております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

◎日程第5 議案第8号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第5 議案第8号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてを議題とします。

本案に対して提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年9月の人事院勧告により、国家公務員の給与が民間給与を0.23%上回っていますことから、その給料月額を引き下げる勧告がなされたことに伴いまして、市職員の給料月額についても、勧告の趣旨を踏まえた引き下げ改定を行うこととするため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、ただいま上程になりました議案第8号について詳細説明を申し上げたいと思います。なお、今回の給与改定のポイントは、先ほど市長提案理由の中にもありましたように、民間格差を解消するため、0.23%の引き下げ、これは中堅職員以上の職員という形になりますが、それらの給与削減を図ること。

もう1点につきましては、現給保障が行われているわけでありまして、それらの部分の対象職員につきましても、給料月額の0.49%削減をするというものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。差し替えをさせていただいたところでありまして、この給料表、要は給料表自体を改正するということでありまして、この中で給料月額にアンダーライン、右側が旧給料、左側が新しい給料表になるわけでありまして、その1ページの最後、7級関係の最後、それから、ずっと次のページをめくっていただきますと、それぞれの該当する号給のところにアンダーラインが引かれてございます。これらのところが改定されるという形になりますが、号給によっては、パーセント、金額も違いますが、低いところでは0.1%、300円程度から、2,200円、0.49%というようなことで、平均をいたしますと、この中では0.37%になるんですが、全体を見た場合には0.23%というような体制になるものでございます。

次に、また、新旧対照表の7ページの関係です。これは給料の切りかえに伴う経過措置の中で、21年度の減額改定職につきましては、調整率というのがありまして99.59%、今まで調整率をかけていたんですが、これらにつきましても、先ほど触れましたように、99.1%ということで0.49%削減、それ以外のものにつきましても、99.83%から99.34%ということで、やはり0.49%削減するというものでございます。

なお、施行期日につきましては、23年12月1日ということでございまして、12月分の給料から削減をされるという形になります。ただ、経過措置といたしまして、給料表の平成23年4月からの遡及適用は行わないということになりますけれども、条例適用の原則という観点から、民間との均衡を図るため、引き下げの対象になった職員の4月から11月にかかる公務員格差相当分、これを12月の期末手当で調整をするという形になりまして、給与、これは給料とか管理職、扶養手当、住居手当、これらが含まれるものであります、それに調整率0.37%、6月期に支払った期末手当も0.37%ということでありまして、これは40歳以上の中堅職員だけの今回、削減になっていまして、全体職員にならしますと0.23%なんです、それを今回、中堅職員以上で負担するということから、この率が0.37%というふうな表現になっているところでございます。

以上で、説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ちょっとわからない点をお聞きしたいと思います。給料表はこの前もらったんですが、17号が抜けていたものですから、今度は追加された。これは内容、数字は変わらないですね。ただ、抜けただけですね。

今回の給与改定、これは先ほど提案説明でありましたように、人事院勧告に基づきまして0.23%引き下げるということでございまして、職員の皆さんには大変気の毒な改正であると私は感じているところでございます。

そこで、この0.23%、今、課長のほうから説明があったんですが、この中で1級から7級まであるわけですね、給料表。これで給料等の引き下げ率、これがわかればお聞きしたいと思います。

それと、6ページの減額改定職員、対象職員ですね、この関係が出ているんですが、なかなか理解ができないんですが、これについては0.37%を乗じた金額を4月から11月のうち、これは3カ月になるか4カ月になるか人によって違うと思うんですが、それを乗じて減額するということですね。

そういうことで計算されるようですが、それで、ここの真ん中にありますように、基準額を出して、そして調整額を出すわけですね。調整額が基準額を上回る場合は支給しないということになっているんですが、こういった実態があるのかどうか。それと減額改定対象職員、これはもう少し具体的にご説明願えればと思っております。

それと、今度の引き下げによって、総体で幾らぐらいの金額が減額になるのか。わかればお聞きしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、級ごとの改定率であります。それぞれの号給によって、先ほど触れましたように一番低いところでは0.1%、各号給とも大体0.1%から0.2%で、一番高い給料になりますと0.49%、平均しますと0.23%。このようになるということでご理解をいただきたいと思っております。

基準額とか調整額を超えるということ、現実的にこれはございません。一応制度上そういうふうな規定をしているということでございます。

それから、減額対象につきましては、平成18年に新給料表、給与改定がありまして大きな差が生じるので現給保障、その差を保障するという形で、現時点で対象職員は67名ほどいます。総体的にこの給与改定でどのくらい改定されるかという話であります。12月の給料から3月まで4カ月の給料につきましては、大体月20万円ぐらいです。少額な金額、この4カ月から80万円程度で、期末手当からことしの4月から11月までの部分の改定につきましては、大体240万円ぐらいになりますので、合わせますと平成23年度に削減されるものは320万円程度ということになろうかと思われま。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 削減は320万円ということで理解をしましたが、この減額改定職員は67名程度ですね。

それとあとは、この級ごとのですね、1級から7級まであるんですが、7級が例えば課長とか、6級が主幹とか、これをもう一度どの程度の職階の人がこの級に該当するかお聞きしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 現在は1職1級制となっておりますので、7級は参事級の職員であります。6級が課長クラス。あとは5級が補佐クラスというふうな1級1職制になっておりますので、そういうことになっているところでございます。

○9番（板橋邦夫） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 全体で320万円程度の減額ということでございます。それで、1級から7級までの間に、それぞれ市職員が何名ずついるのか。それをお知らせいただきたい。

今回の改定で、職員全体の平均が年齢が何歳で何号給あたりになるのか。それと、その平均給与が幾らなのか。さらに、新職員の初任給、高卒、短大卒、大卒というのが現在幾らなのか。その辺についてもご説明いただければというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、級ごとの職員数なんですが、詳細は補正予算の給料明細書のほうに記載してございますので、そちらのほうを見ていただくと平均年齢とか平均給与が入ってございますので、こちらをごらんいただければと思っています。

初任給のほうは今ちょっと確認しますので、少し時間をいただければと。（「あと職員の平均年齢と平均給与」の声あり）そこにありますように一般会計なんですけれども、そこに記載してございますのでこちらをごらんいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今の平塚議員の質問の中で、平均年齢と平均給与という話がありましたけれども、平均給与はたしか33、4万円ぐらいなのかなというふうに私は記憶しております。この平均給与がほかの全国の自治体と比べてどのくらいの、高いほうにあるのか。安いほうにあるのか。もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 全国の市町村等も国の給料表に基づいてやっておりますので、若干年齢の高い低いはあると思いますが、うちのほうはラスパイレス指数が97.9%でございますから、それほど高いほうではないというふうに認識をしております。

○5番（久保居光一郎） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 関連するわけでありまして、給料表の職務の級、1級から7級までございます。それに該当する職員数も内訳がありますので254名の内訳がわかるわけですが、1級の例えば該当している21名いるわけですが、最低は何号給で最高は何号給か。同じように2級は最低が何号給で最高が何号給かというように、7級まで金額ではなく号給で結構ですから、お示しいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） この件につきましても、先ほどの最初の号給との関係もございまして、それぞれに分類していますので後で整理した上でご報告させていただきます。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 初任給の関係です。ただ、渡辺議員からご質問のあった各号給ごとの配分、人数につきましては、後日報告させていただきますが、初任給につきましては当初予算の中にありますけれども、高卒の場合14万1000円というふうな形になります。それから、短大卒が14万9,800円、大卒が16万1,600円という形になります。これらの号給につきましては、その表に当てはまる、古いほうですから右のほうを見ていただくという形になりますが、そうすると、高卒の場合には1級の5号給という形になります。これらは今回変わらない。初任の場合は、先ほど申しましたように今回は40歳以上、中堅職員を該当させるということですから、この初任給の関係につきましては該当しない。30歳代以下につきましては、今回改定されないというふうにご理解いただければと思います。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

ほかには質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてであります。これらは本市の職員給与を、人事院勧告に伴う全体で0.23%を減額するものを適用するというので、本年4月にさかのぼって引き下げ、期末勤勉手当等で調整をするものがあります。

公務員給与は民間格差是正という理由のもとに、ここ10年近く期末勤勉手当のカット、また、給与の4月にさかのぼっての引き下げなど、公務員給与がずっと引き下げられ続けてきたというもので、特に、今回、6月に国のほうで公務員給与引き下げ特例法案というのを出してまいりまして、現在、国会で審議中ではありますが、人事院勧告を無視して国家公務員の給与を3年間にわたって平均7.8%を引き下げる。しかも、この人事院勧告見送りは憲法違反だというような指摘もありますが、29年ぶりにこの人事院勧告を無視するというのであります。

労働基本権の制約、憲法にも抵触する重大な問題であります。

このような公務員バッシングというような情勢のもとで、9月の人事院勧告がまたしても減額改定になったと。本市は地方自治体ということで、その人事院勧告に基づくものということで引き下げをするものであります。

しかし、今回、国家公務員給与を引き下げ、特例法案の提出理由といたしまして、3.11東日本大震災、その復興財源の一部を公務員の給与を充てるということで提案されているものであります。そもそも東日本大震災、本市でもそうでしたが、公務員の皆さんは、まさに自分の身を省みず、不眠不休の対応で被害調査や情報伝達、そしてライフラインの復旧などを大変なご努力をされたわけでございますが、それに対して復興財源に公務員給与から充てる。これはまさに本末転倒であります。

しかも、その復興財源9兆円ですか、総額10兆円近いんですけども、それについてはここ10年来、大企業の法人税等の減額をして、11兆円も大企業に減税をしている。そういうもとで、国民に対してこれから25年ですか、税金でその復興財源に充てる。その一部にこの国家公務員給与を充てるということでございますので、とんでもないことだと。

ましてや、今一番問題なのは、円高なんですよ。その円高対策としても、本当は緩和策をとって日本円を発行して、10兆円発行すれば円高は10円下がると。それが日本経済にとって一番有効なんだけれども、財務省はそういうことをしないで、今回復興財源を国民に負担させる。そして、消費税を引き上げていくというふうなことを考えているわけで、二重、三重に許せない構造になっているというふうに思います。

今回の人事院勧告適用になって、本市は7.8%引き下げではございませんが、少なくともここ10年来、ずっといろいろな形で給与が減額になってきた。これはひいては退職金の減額につながる重大な問題をはらんでおります。そういうことで、職場での職務の士気にもかかわる重大問題だということで、国の国家公務員給与引き下げ特別法案の撤回と、そして、この減額の人事院勧告適用について、私は反対をするものであります。

以上。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第9号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第6 議案第9号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 那須烏山市立学校設置条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日をもって七合中学校が烏山中学校に統合されることに伴いまして、学校設置条例、学校給食施設設置及び管理条例、運動施設設置、管理及び使用料条例及び学校施設利用及び使用料条例の4条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、学校設置条例、学校給食施設設置及び管理条例、学校施設利用及び使用料条例の3条例につきましては、七合中学校及び七合中学校体育館の項を削除し、運動施設設置、管理及び使用料条例につきましては、七合中学校体育館を七合体育館として新たに加えるものであります。

何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかには討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第10号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第7 議案第10号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第10号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市立図書館の管理運営を平成24年4月1日から指定管理者に指定することで、民間事業者ならではの創意工夫を導入し、効率的、効果的に管理運営し、図書館サービスの維持、向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

主な内容は、これまで教育委員会が行ってきた図書館の管理を指定管理者に行わせることとし、その手続、業務の範囲等について定めたものであります。また、市立図書館協議会の位置づけを明確にいたしております。さらに、開館時間を午前9時30分から午後7時までとし、従来より1時間30分ふやすとともに、休館日を14日減らすなど、窓口サービスの向上を図るものであります。

そのほか、条文の文言表現等を一部修正をいたしております。

詳細につきましては生涯学習課長より説明をさせますので、何とぞ慎重ご審議をいただきま

して、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） それでは、ただいま上程になりました那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正につきまして、詳細説明させていただきます。多少、市長の説明とダブるところもございますが、ご了承いただきたいと思っております。お手元の新旧対照表をごらんいただければと思っております。

今回の主な改正は、市長の提案理由の説明にありましたように、図書館の管理を指定管理者に行わせるために、現行右側でございますが、第3条を削除いたしまして、第4条を第3条に繰り上げるものでございます。

また、新たに、新第4条では、指定管理者に管理を行わせること。同条第2項では、前項の規定により図書館の管理を行わせる場合の手続等を、また第3項では、指定管理者が行う業務の範囲を、また、第4項では、万が一の場合の教育委員会による臨時的管理に関することなどを規定したところでございます。

また、第4条の2では、指定管理者の責務をその中で市立図書館協議会の位置づけを明確化したものでございます。第4条の3では、図書館で働く職員の配置に関することを規定してございます。

また、第5条の改正では、開館時間を現行午前10時から午後6時までを、午前9時30分から午後7時までと改めるものでございます。

また、第6条の改正につきましては、休館日を改正するものでございまして、毎月1日、月の初日を館内整理日としておりましたが、これらを廃止するとともに、年末年始の休館日を現行の12月28日から翌年1月4日を、12月30日から翌年の1月3日に改めるものでございます。

また、第7条、第8条につきましては、それぞれ条項の前後を入れかえまして、利用の制限、また、許可施設等の使用の許可というような形でいたしたところでございます。

また、第9条以降につきましては、指定管理者の導入や現行表現内容等の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 指定業者に委託になりますが、市としてお金は出しているわけですね。ということは、最終的な管理体制はどのようにとるのでしょうか。年間に1回は会計だけ

ではなく、図書の管理とか購入などもふやすと言っているんですけども、その本の管理みたいなものはどのような方がどういうふうにするのか。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） この後、細かくなりますが、図書の選定につきましては、最終的に決定は教育委員会で行うことになっております。選定業者のほうから、毎回選書リスト等を提出いただき、教育委員会でチェックいたし決定ということで考えております。

○議長（滝田志孝） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） また、レクリエーションとかもありますよね。そういうボランティア活動みたいな方たちも指定業者のほうに委託するということですか。それとも、今までどおりの継続のままで大丈夫なんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ボランティアさんにつきましても、現在行っているボランティア活動につきましては継続していくという方向、さらに、さらなるボランティア等の育成も務めさせたいと考えております。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 二、三申し上げます。この図書館の問題につきましては、私たち、ことしの3月28日に全員協議会の席上いただきました行政仕分けのメンバー14人が、各事業について仕分けした内容、意見が出た内容についていただいております。この際、10事業については細かく提示をされていますが、それ以外に43項目について調査を分析しております。

問題は、その中のこの図書館であります。これは市長、教育長とも当然承知していると思っておりますが、この図書館のあり方について、14人の委員のうち12名は、市がこれからも直営でやるべきと。このような結果が出ております。にもかかわらず、なぜ今回、こういった委員の意見を無視した中でこの外部委託をしようとしているのか。

それと、私、ちょっと感じていることですが、委員の中にこういった意見があるんですね。これは昨年ですが、館長が長期欠席のため、南那須図書館窓口の正職員及び臨時職員の対応が悪過ぎる。利用者の利便性を考えず、官僚的であって、きわめて対応が悪い。このような評価をされています。これは教育長も市長もこれは持っているはずですね。

こういったこの評価をされていながら、なぜこういった職員の指導ができなかったのか。私たち、しばしば図書館に行きますが、どうも対応がよくないですね。中が暗いです。特に、今、節電で電気も暗くしているものだから、よけいそう感じるのかもしれませんが、よその図書館

から比較しましたら、非常に対応が悪いというようなことを感じているわけです。

結局、そんな対応の悪さから今回どうしても改善できない。だから、今回は指定管理者に任せるんだと。こういうようなことかもしれませんが、私はこういった教育施設の図書館を指定管理者に制度でもって任せるのは、少々そぐわないのではないかと、やはりもう少々私は公的なサービス向上につなげて、直営でできないものか。この辺のところを非常に残念に思っているわけですが、まず、この1点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいま中山議員からご指摘いただきました職員の管理につきましては、確かに昨年、館長が不在になりまして、私が館長兼務ということでなかなか現場に立つことができず、指導が行き届かなかった点をおわび申し上げます。

また、今回、図書館に指定管理を導入するという経緯につきましては、やはり市の財政等が厳しい中、果たして今までどおりの運営が可能か。サービスの低下につながるのではないかとというようなことを種々検討いたしました。県内でも、既に多くの図書館が指定管理者制度を導入しておりまして、先進事例等を検討した結果、民間に委託した場合、新たな事業が創設できるとか、柔軟な人員の配置が可能であるとか、やはり大きな問題は経費の節減が可能であるとか、開館日、開館時間の拡大が容易になったとか、いい点がたくさんありまして、県内の導入している図書館につきましては、おおむね良好な状態で指定管理がなされているというような現状をかんがみまして、本市でも導入することを決定したわけでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 去年の事情は、先ほど申したように館長が長期病気欠席で不在であった。しかし、それをことしもずっと引きずっているような気がするんですね、この内部が。そんな感じを私は受けております。

それとさっき言いましたこの委員14名の意見の中で、指定管理者制度の導入もいいだろうが、しかし、コスト削減のみを主眼とせず、市の文化拠点としての役割をこれからも果たすような努力をしてもらいたいと。そのような意見も付されているわけでありまして。

それで、私、もう2点ほど申し上げますが、今回の図書館勤務の職員、館長は一般職員ですからどこにでも異動できると思いますが、司書が両方で4名おりますが、この職員のこれからの職場の配置がえというのは、どのように考えているのでしょうか。

それに、言語力が低下しているという小中学校の子供たちですが、そういう中で、学校の図書館の役割というのは大きいと思うわけなんです、現在、学校図書館というのは整備されているのでしょうか。

もう1点お伺いします。これは指定管理者にわたった場合、そこで図書等の損傷、または損失とか、盗難も結構あるそうですが、そういった場合、この責任は市がとるのか。それとも、指定管理者がとるのか。この辺についてもお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 職員の配置関係、人事関係でありますから、私のほうからお答えをさせていただきますが、今回、この条例をご承認いただければ、関係職員と話し合いを持ちたいと考えております。本人の意向、希望等もございまして、毎年その後、異動希望調書というものをとってございまして、それらを見ながら適正な配置転換をせざるを得ないと考えておりますが、そういうことも踏まえつつ、適正に対応していきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 学校図書館の整備についてお答えいたします。

各学校の図書の整備につきましては、毎年予算を計上してございまして、小学校分で240万円、中学校分で180万円の予算を例年計上しているところでございまして、平成22年度におきましては、地域活性化交付金の国の事業を活用いたしまして、およそ880万円の別枠の図書購入費を活用しているところでございまして、平成22年度と平成23年度を、ちょっと繰り越しになってございまして、現在も実施中で図書の蔵書の整備を行っているところでございます。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 最後の図書の損失または滅失、盗難等に遭った場合の責任問題ということでございます。現在、これらにつきまして、毎年一定の期間を設けまして蔵書点検というものを実施しております。本年も11月に南那須図書館で実施いたしまして、数十冊の不明本がございまして、こちらはカウンターを通さずに行方がわからなくなってしまった図書ということでございます。カウンターを通して長期滞納ということは、逐次滞納整理等をいたしまして返却に努めているんですが、どうしてもカウンターを通さずに行方不明になる図書がございまして、これらにつきましては最終的に市の責任ということに、最終的に市の管理のものでございまして市が責任を負うということになります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 今、責任の問題ですが、盗難、紛失をした場合、今は市が全面的な管理をしていますから当然市が負うわけですが、指定管理者になった場合には、指定管理者が責任を負うのか、それとも市が負うのかということです。1点。

それともう一つ、要望を申し上げます。これ3回目でもうこれ以上ありませんので。司書が

4名、これから別な職場に移るわけですが、最もふさわしいのは小中学校の図書館、ここへでも配置がえをすれば最も有効な活用、本人も生き生きとした職場になるのではないかと思います。ただし、私、どういう職員か今の司書4名はわかりませんが、学校長のお荷物にならないように、そのような人事配置をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 図書の損失、指定管理に移行いたしましても、最終的な責任、図書の紛失等につきましては市の部分と考えております。

以上です。

○16番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 司書の配置関係につきましては、今、ご指摘のような部分も1つの考え方かと思いますが、本人の意向もあるでしょうし、市の人事、考え方もございますので、それらはお任せをいただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

先ほど16番中山議員から質問がありまして、答弁違いがあったようですから、川堀生涯学習課長よりお願いします。

川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいま図書等の損失、市がということで答弁いたしました。私の解釈の誤りでございまして申しわけございませんでした。軽微な損失等につきましては指定管理業者の責任ということで、図書につきましては単価等が5万円未満のものがほとんどでございますので、指定管理業者の責任ということでございます。申しわけございませんでした。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第10号ですけれども、図書館の指定管理ということでございます。この指定管理が全国でいろいろと進みまして、非正規職員がどんどん行政の仕事に入ってくるということで、官製ワーキングプアをつくる要因だということになっております。

そういう中で、総務省は昨年12月28日に地方自治体が公の施設の管理を民間企業など

にゆだねる指定管理制度について、制度の適切な運用に努めるようということで通知をしたというふうになっておりますが、これについてはご承知でしょうか。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 申しわけございません。勉強不足で私、存じ上げておりませんでした。失礼いたします。

○議長（滝田志孝） 休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時18分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 申しわけありません。よく承知してございました。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 本年の1月5日の記者会見で、片山総務大臣は、これは本人が言ったんだからね、指定管理制度をコストカットのツールとして使ってきたきらいがある。指定管理制度というのは、行政サービスの質の向上にあるはずなのだが、アウトソーシングすることによって、いかにコストをカットするかというところにばかり力点が置かれてきた。

具体的に言うと、公共図書館とか、ましてや学校図書館などを指定管理にすることはなじまない。総人件費の削減という意味でアウトソーシングというものを進めてきた。結果として官製ワーキングプアを随分生んでしまっている。集中改革プランという法的根拠のない仕組みを全国に強いてきた。

以前から進めてきた集中改革プランにとられることなく、自治体では業務と職員のバランスをみずから考えて、これから定数管理などをやっていただきたいと、総務大臣が述べているんですからね。そういうふうに言われているんですが、それはご存じないでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 先ほどの通達等を含めてよく承知してございました。大変申しわけありません。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これは先ほど担当課長のほうでは県内でも大分進んでいるというような話が出ましたが、私がここに書いてあるだけでも27自治体の中で10ですよ、まだ。だから、かなり進んでいるというのはいかかな表現かと。群馬県ではゼロです、ゼロ。そういう教育分野についての指定管理はなじまないということで群馬県ではゼロだと聞いております。

そういうことなんです、それが1つと。

それと、図書館には司書の資格を有する職員がいるわけですが、そういうことで図書館に入ったわけですが、今回はそれは正職員ということでございますので、一般事務職員として今度別なところに配置がえになるわけですね。そういう意味で、そのような専門的な資格で、わざわざ市の行政に尽くそうということで入ってきたわけなんです、そういう点が奪われてしまうというのはいかがなものかという点と。

あとは、民間に今回、指定管理をするわけですが、その場合、図書購入ですね、これについてはおそらく地元の本屋さんでは買わない。これは高根沢だ的那須だの、ほうぼうやっているところを聞きましたけれども、やはりそういうのをコストカットするために地域の本屋さんでは買わないというようなことになるのではないかなというふうに思うんですけれども、その点はこの業者とどのような契約になっているのか、説明をいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 確かに現在10自治体でございます。次年度に那須塩原市、市貝町が指定管理という方向で、多分議会でそれぞれ議案提出されるというふうな情報は得ております。また、民間にゆだねる場合の地元の本屋さんということで、現在、地元の書籍組合等を通して図書を購入してございまして、仮協定の段階で一応地元の現在と同じ方法で図書購入についてお願いしますということでお願いをしましたところ、その方向で進めますという回答は得ております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに司書資格を有して図書館のほうに奉職しているわけでありますから、本人の希望からは大きく離れるという形になりますが、先ほど質問にお答えしましたように、本条例がご承認いただければ、関係有資格者の職員との話し合いを持つこと、これは組合員のほうからも要請を受けておりますので、毎年やっている個人の異動希望調書と別に十分話し合いをし、本人の要望とか、そういうことを見すえつつ適正な配置等を考えていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 議案第10号についてですけれども、これは先ほどの質問で、図書館長が不在なために職員の対応がよくなかったというような質問がございました。職員の指導、これは指定管理をしてもやはりそこに職員はいるわけでございますけれども、それに対する指導は当然自治体のほうとしてもやっていくと思うんですが、その辺の指導体制は今後どう

していくおつもりなのか。それについて1点伺いたい。

それから、もう1点は、そもそもこの指定管理という制度は、やはり普通の公共自治体ではできないサービスとか、また、民間の持っているいろいろなノウハウを生かして市民及び利用者のサービスの向上を図る。また、その施設の本来の事業目的をさらに遂行するために設けられた制度であるというふうに私は前々から思っております。

その場合、やはり一番大事なことは、今、現にうちの市でも指定管理、何カ所か、また何団体が行っておりますけれども、それが今申しましたように、その施設の本来の目的に沿った事業運営がされているのかどうかということがまず1点ですね。

それと、市民及び利用者のサービス向上が図られているのかどうか。それを検証したり、指導したりする部分が、どうも本市の場合は欠けているのではないのかなというふうに私は思っております。今回、この図書館を指定管理者にゆだねるということ、私はこれはあえて異論を申し上げるつもりはないんですが、一番大事なことは、やはり今言ったことがしっかり検証できるのかどうかということにかかっているのだと思っております。

それから、これも先の先輩の質問の中にございましたけれども、コストカットありきではないと私は前々から申し上げているわけでありまして。やはり、その施設の本来の事業を遂行するために、また、その事業を遂行してその中で自主的な利益を生み出すことによって、市民や利用者へのサービスの向上を図ることが本来の目的でありますから、コストカットありきではない。やはり施設にとって必要な事業というものについては、それなりの費用は認めるべきではないのかなというふうに思っているんですが、その質問をしたと思うんですが、それについてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 指定管理を導入することによって、これはこの後、議案第14号での関係もございしますが、新たなサービスという点では、かなり提案をいただいているところでございします。また、職員の研修でございしますが、基本的には指定管理者が実施するというので、これらについても提案をいただいているところでございしますが、まず、社内の事前研修、来年の4月1日から指定管理に移行する予定になっておりますので、1月から3月の期間をかけた、事前研修、また、毎月第1月曜日、館内整理とあわせて館内で研修会を行うというような計画でございします。また、定期研修、スキルアップ研修等、団体を挙げての研修計画が提示されてございします。

また、コストありきという形でございしますが、やはり提案の中でも、現在、両図書館で図書購入費を1,100万円ほどということではございしますが、今回の業者は1,600万円強まで図書購入費を上げていくというような提案もいただいております、やはりその辺でかなりサー

ビスの向上には務まるのかなと思われま。また、それぞれ専門的な業者がございませので、館内の管理等についても十分行き届くのかなと思われております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 指定管理の全体的な部分でございませので、私のほうから。指定管理の検証関係ですね。これらについて、今までも幾つか指定管理制度を導入して進めてきたところでありませが、一部に撤退とかいろいろございませして、ただ、従来からモニタリング調査、そういうことをしながら実績報告を出させ、あとは必要がある場合は改善命令書、そういうもので指導もしてきていませるところでございませして、現時点ではそれなりの施設、適正な運営管理がされていませかなというふう認識しております。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 職員の指導は指定管理者が行うということでありませけれども、やはり利用者に対して対応が悪いとか、館内の雰囲気暗いといったようなときには、やはり適切に行政が指導をしていていただきたいというふう切にお願いをしておきたいと思います。

それから、指定管理の、これは今回の図書館も含まれるわけでありませけれども、現在、指定管理をしていませ施設、それについても、ただいまの総務課長の答弁だと適切に運用されていませということでありませけれども、その辺の検証結果等についても、ぜひ議会のほうにも資料としてお示しをいただきたいというふう要望いたしておきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 先ほど出ませ利用者からのクレーム等の連絡体制につきませしては、教育委員会と指定管理業者が連絡を密にいたしましませあたっていきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 関係する課と調整しましませ、年度末にはお示しできるよに努力したいと思っております。

○5番（久保居光一郎） 了解。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないよですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第10号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、これらは市の市立図書館を指定管理にするという条例改正であります。先ほど私のほうで申し上げましたように、国の構造改革のお仕着せの中で、市町村合併や地方財政の削減とか、集中改革プランの押しつけ、そして福祉関連の大幅なカットということが相次いで進められてきたわけでありまして。

そういう中で、多くの地方自治体は、国の方針に沿って行財政改革ということで進めてきたわけですが、結局、行政が本来果たすべき役割の仕事を、非正規職員もどんどん導入することによって予算削減をするということで、アウトソーシングが推進されてきたというわけでございます。

その結果、自治体が管理してきた図書館や体育館などの公の施設が指定管理やPFI、市場化テストなどによって民間の委託請負と。そこに働く労働者が官製ワーキングプアとなって、今問題となっているわけでありまして。

こういうものを受けて、総務省は昨年12月28日に地方自治体が公の施設の管理を民間業者にゆだねる指定管理制度について、制度の適切な運用に努めるよう通知をしたというわけでありまして。

そして、本年1月5日に、片山総務大臣が記者会見で、この指定管理制度がコストカットのツールに使われてきたきらいがあるということで、具体的に言うと、公共図書館とか、ましてや学校図書館に指定管理制度を導入することはなじまないというふうに述べているわけでありまして。

そういう中で、おそらく全国でも公立図書館の指定管理というのは進んでいないと。栃木県はどういうわけだか、これが進んでいると。市民に対してその行政パフォーマンスでこのようにカットしているんだよというようなことにうつるようにやられているんだろうと思いますが、指定管理にしなければ市民の期待にこたえて行政サービスの向上につながらないと、これ自体が問題です。そういうものをみずから改めないで、民間業者にゆだねるとするのは本末転倒ではないかと私は思います。

この市立図書館の指定管理については、本市の総合政策審議会の市の事業の評価見直し43項目の中で、14人の委員がいる中で12人が、今後も市直営で図書館を運営すべきとい

う意見を付しているんですが、全くそれを無視して、今回、この指定管理するということには反対であります。

結局、いわゆる正職員を図書館から減らすために、そしてその給与分をカットするためにこの指定管理が導入されているわけでありまして、これが今度は入り口となりまして、また、別な部門もどんどん指定管理にして、その非正規職員による行政サービスにつなげていく。こういうことでコストカットをしていくということは明らかであります。

そういうのが先ほど申し上げましたように、官製ワーキングプアをみずからつくり出しているということにもなりますので、私は市の市立図書館の指定管理制度には反対であります。

以上です。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数と認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第12号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（滝田志孝） 日程第8 議案第12号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第12号 栃木県市町村総合事務組合

を組織する地方公共団体の数の増加及び栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに栃木県市町村総合事務組規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年4月1日から、栃木県後期高齢者医療広域連合が栃木県市町村総合事務組合に加入すること、また同日から非常勤の職員の公務災害または通勤災害に対する補償事務を同組合において共同処理することに伴いまして、同組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第290条の規定に基づき、提案するものがあります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、ただいま上程となりました議案第12号につきまして、詳細説明を申し上げたいと思います。

今回の規約改正のポイント、先ほど市長提案理由のとおり、加盟団体は現在42団体であります、そこに広域連合43団体になる。1つふえるということと、共同事務処理の中で新たな共同事務処理を行うということが変わるということの規約の改正でございます。

それでは、中身についてご説明したいと思います、1ページ開いていただいて新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、第3条関係につきましては、組合を組織する地方公共団体ということで規定してございますが、これはその中で市町村及び一部事務組合というような表現をしていたんですが、これらも地方公共団体の一部でございまして、文言修正ということでご理解いただければと思います。

それで、第4条関係でございます。第4条に、共同処理する事務ということで1号から5号まで、今まで5つの事務を規定してございました。詳細、これはその後のことで説明申し上げますが、その中で4号、これは今まで議会の議員の公務災害補償事務だったわけですが、これを今後、非常勤の公務災害もあわせてということで、ここが若干変わります。

それと、第5号には、新たに学校医、学校歯科医、薬剤師、これらの公務災害補償事務も共同事務として取り扱いましようということなので、改めてこの5号として入れたということになります。

別表第1関係です。これは第3条関係で先ほど提案理由の中にも触れましたけれども、組織する地方公共団体の名前を列記しておりますけれども、従来県内の14市、12町、26のほか16の一部事務組合ということで42ということで先ほど申し上げましたが、それに今般、後期高齢者医療広域連合が加わって43団体になるということでの改正でございます。

次に、別表第2関係です。これは先ほどの第4条関係で、共同処理する事務と組織市町を列

記してございますが、まず、第4条の1号、2号、これは消防団の公務災害補償と退職報償金の支払い事務です。これは現在、26市町全体でありますから変更はございません。

次に第4条3号につきましては、職員の退職手当支給事務でございまして、これらは全体の市町ではございませんで、11市、12町、それから16の一部事務組合となっておりますが、特に中身の変更はございません。

今般第4条第4号、先ほどちょっと触れましたように、市町の議会の議員の公務災害補償のほか、その他非常勤の公務災害補償ということで、全般的な臨時職員の公務災害補償も改めてここに加えるということのほか、これも当初5市12町であった共同事務処理が、今般の改正に伴いまして、足利市、栃木市、日光市、真岡市、矢板市、これらも共同に加わってきまして10市、12町はもともとですが、それと新たに一部事務組合の12の組合が加わったということでの改正でございます。

それから、第4条第5号につきましては、先ほど新たに学校医の公務災害も事務としてやりますよということであつたところでございますが、それを5号として新たにここに追加したところでございます。それから、6号につきましては、従来まで5号として、要は自治会館の管理運営費に関する事務です。これらは県内の26市町全体で行っていたわけですが、先ほど5号が新たに追加になったということで6号にずらしたということでございます。

なお、改正規約は先ほどありましたように、平成24年4月1日から施行ということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で詳細説明を終了させていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第13号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について

○議長（滝田志孝） 日程第9 議案第13号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第13号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、9月20日から21日にかけて、本市を襲いました台風15号の豪雨によりまして被害を受けました農地農業用施設の災害復旧につきまして、市事業として施行いたしたく土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、農政課長より説明をさせますので、慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 命によりまして、議案第13号 平成23年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についての詳細説明を申し上げます。

本案は、平成23年9月20日から21日にかけて、北関東を直撃いたしました台風15号によりまして、被害を受けました農地農業用施設について、市が行う土地改良事業として実施することをご提案するものでございます。

市が行う土地改良事業については、平成23年度に入りまして今回で3回目でございます。土地改良法、これは昭和24年制定の法律でございますが、その第96条の4の規定は、市町村が土地改良事業を行う場合のもろもろの手續を定めておりまして、その内容は第96条の2に規定されております。知事に協議いたしまして同意が必要。議会の議決が必要である。土

地改良事業の計画の概要作成と公告の手続、土地改良計画の同意が必要である。これらの規定の準用規定でございます。このため市町村が土地改良事業を行おうとする場合には、議会の議決を得て知事の認可を受けると定められておりまして、今回、議会の議決を求めるものでございます。

今回議決を求めますのは、議案書の添付のとおり、123カ所で農地が64カ所、農業用施設が59カ所、内訳は水路が34件、農道14件、頭首工6件、揚水機5件でありまして、被害金額の合計でございますが、これは総合単価での工事費でございますが、約2億6,860万円で見込んでございます。なお、今回はすべて台風15号の関連のものでございまして、承認後、復旧事業を実施することで準備中でございます。

費用負担等につきましては、受益者負担は事業費の10%で見込んでおります。なお、国からの補助債関係につきましては、農地等については50%の補助、施設等については25%で見込んでございますが、過日、中央防災会議で今回の台風15号につきましては激甚災害というようなことで指定を閣議決定を受けておりますので、逐次そのようなことで歳入面等で調整をさせていただく。こういうことでございます。

なお、昨日から関東農政局と財務省の査定が入ってきてございまして、今週、また再来週入るということで、現在受検の最中でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑の時間なのですが、午後1時再開ということで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時59分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど説明がありましたが、ただいまより質疑を受けたいと思います。

質疑等ありませんか。第13号の農地農業用施設災害復旧の件であります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第14号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について

○議長（滝田志孝） 日程第10 議案第14号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第14号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市立図書館の指定管理者として大高商事・大新東ヒューマンサービス・藤井産業共同事業体を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

市立図書館の指定管理者制度導入につきましては、先ほど可決、ご決定をいただきました市立図書館設置及び管理条例の一部改正に基づき、民間事業者ならではの創意工夫を取り入れた効率的、効果的な管理運営により、図書館サービスの維持、向上を進めるために実施するものであります。

指定管理者の指定に当たりましては、公開いたしました仕様書に基づき応募のあった3社について、指定管理者選定委員会がプロポーザル方式によって慎重に審査をした結果、指定管理者として最も適している事業者を選定したものでありまして、指定期間は平成24年4月1日

から5年間とするものであります。

何とぞ慎重審議の上、可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 3事業所の中でプロポーザル方式によってここに決めたということなんですけれども、2つの事業所関係は単一の事業所なんですけど、この大高商事、大新東ヒューマンサービス、藤井産業共同企業体ということで、代表は大高商事のほうになっておりますけれども、共同企業体として今回委託をするというような契約でございましてけれども、これはどのような仕事の分野というか、大高商事のほうのあれと、藤井産業との仕事の割合とか負担割合とか、そういう分担がどんなふうになっているのか。もしわかればご説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 今回、指定業者に候補者として決定いたしました3社でございまして、出資割合等は均等ということで伺っております。また、各社の役割分担ということですが、大高商事につきましては館長ほか責任クラスのスタッフの確保、また大新東ヒューマンサービスにつきましては、窓口業務のスタッフ、また、藤井産業につきましてはシステム関係の企画スタッフというようなことで役割分担が決まっているようでございます。

また、施設の維持管理につきましては、大高商事、藤井産業が担うということでございます。以上でございます。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私、7点ほど質問をいたします。前もって質問項目につきましては執行部のほうにお渡ししているわけなんですけど、まず、第1点ですね、この指定管理者から提案のあった市民が参加し合い、ボランティアへの参加への呼びかけとか、子供の司書講座とか、図書館祭り、これらを実施するようになっておりますが、果たしてこれ、実現可能なんですか。これが1点です、まず。

2点目は、図書館運営に良好な実績があるとなっておりますね。しかし、これは何件、何年間の実績があるのか。栃木市の図書館は平成21年の4月からこの企業体が受けているそうなんですけど、ならば、栃木の図書館に行って、どのような状況か評価されたのかどうか。これが2点目です。

3点目は、この図書流通センターの評価ですね。これは結果的には2番になったんですが、ここは指定管理者としての実績が豊富で事業内容や提案についても安心して委託できる業者だが、審査項目のうち指定管理料が高かったことから結局はこの大高商事に渡したというわけなんです。

この大高商事は3億6,200万円、図書流通センターは3億9,326万5,000円、差額は3,100万円ほどの差がありました。大高商事を選考しましたが、これ、ただ値段の問題ですね、安かろう高かろうにはならないかどうか。非常に私はこの辺も心配しております。

次に4点目は、この雇用の考え方です。この業者の提案を見ますと、地元では現在働いているものを優先雇用するという事になってはいますが、司書の資格とか接遇問題で果たして今の職員が可能なかどうか。私たちはこの辺のところ、雇ってくれるのかどうか非常に疑問を持っています。

それとこの中に図書購入費1,680万円とするわけなんです、これはこれから買う新書購入費、これは一切業者のほう負担する。市は負担しないという解釈でよろしいのでしょうか。

6点目は、館内外の清掃です。これはすべて指定管理者がこれから行うのでしょうか。そのほか、この図書館の諸費用の負担についてもお伺いしたいと思うんです。現在は光熱水費、修理費、通信費から図書管理情報システムの業務、これは委託料で払っておりますね。同じく電気工事等の電気工作物等の業務委託、これも委託しています。それに図書情報システム機器のリース代、これも今、市が負担をしているわけなんです、これらはすべて今度は指定管理者が負担をすることになるのか。

以上、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 第3点目のこれは選定方法でありますので、私のほうからお答え申し上げたいと思っております。

今、中山議員からお話ございましたように、金額、それから採点の方法であります、既に全員協議会の中で採点した方法はいつているかと思えます。今回、採点いたしました内容は、いわゆる指定管理料は20点、管理運営に関する経営方針とか職員の配置とか、そういったほかの11項目、これについては80点で持ち点で点数をつけてございます。

その中で、合計で中山議員が手元に持っておりますように、大高とその3企業体ですね、それらについては80.9、それから図書館流通センターが77.8ということで、この差4.9点でございます。

そんなことを含めて指定管理料については、その持ち点20点の中で最高点が大高商事以下

3企業体であります。その他の11項目80点の持ち点については、4.9をそれぞれ11項目で割りますと、大体1項目0.45の差で図書館流通センターが上であります。総合的に見ますと大高商事以下その3企業体が総合得点でありますので、一番の点数でありますので、こういったことで決定したということでもまずご理解いただきたいと思っています。

続いて、安かろう悪かろうということで、この3企業体の実績で今やっておりますのは、栃木県の栃木図書館、これが平成21年4月から請け負ってございます。それから、小山市立中央図書館、これが平成23年の4月から、宇都宮市立の南図書館が平成23年7月からと、3企業体についてはそういった実績がございしますが、そのほか、大新東ヒューマンにつきましては、ここにごございますように委託市、以下、栃木市、春日部、あわせて東京新宿、杉並、そういったところでたくさん実績がございしますので、こういったことは安心して任せられるだろう。そういった総合点でこのような結果になったということで、決して悪かろう安かろうということではなく、実績がございしますので、そんなものをうまく運営してくれるものと私のほうでは確信して選定したわけでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいま中山議員から質問がございました。まず1点目、指定管理者から提案がありました各種事業関係でございますが、こちら、もちろん事業者からの提案でありまして、実現できるものと考えてございます。

また、図書館運営に良好な成績ということでございます。ただいま副市長も答弁いたしましたように、今回の構成メンバーであります大新東ヒューマンサービスは多くの図書館の指定管理を行っておりまして、全国では16館の図書館の指定管理、もちろんその単独ということではなく、やはり共同企業体での参加が多うございます。初年度は2006年度からでございます。

また、この3団体、先ほど副市長も申し上げましたように、本年7月からは宇都宮南図書館の指定管理を3団体プラス紀伊国屋という本関係の団体が入りますが、そちらで行っております。また、先ほど申し上げましたように、平成24年4月からは那須塩原市立図書館3館、こちらをこの3業者が候補者として内定をいただいているということ伺ってございます。

また、栃木市の栃木図書館でございますが、こちらはNPO法人山本有三記念会が代表でございますが、その構成メンバーとして大新東ヒューマンサービスが含まれておりまして、議員からのご質問で現地を確認したのかということでございますが、現地の確認はいたしてはおりませんが、電話等で確認しましたところ、地元との連携もスムーズに行っているやに伺ってございます。

次に、雇用の考え方でございます。一応提案の中でも、現在の臨時職員でございますが、再雇用に関しましては、再雇用を本人が希望する場合は受け入れるということでもございまして、

今までの図書館勤務経験を十分に生かせるものと思われま

す。また、提案の中で、スタッフの研修等の基本方針等も明示されておりますので、それらが十分に実行されるものと思っております。また、司書資格無資格者でも、本人が希望すれば各種講習会等への派遣も行うというようなことで、提案の中には含まれてございます。

次に、図書購入費の1,680万円の件でございますが、これらはすべて指定管理料に含まれているものでございまして、中山議員がおっしゃられるように、市がもちろん指定管理料を負担しますから、市の負担にはなりますが、指定管理料の中で図書購入も賄うということでございます。

次に、館内外の清掃でございますが、もちろんこちらも指定管理者が行うこととなっております。

また、その他図書館の諸費用、議員ご指摘のようにいろいろなものがございまして、すべて指定管理料に織り込み済みとご理解いただければと思います。ただし、1件当たり5万円以上の修繕等が発生した場合、こちらは基本的には市のほうで負担する。また、それ以外でも協定以外でも不明な部分については両方で協議するというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ただいま副市長、それに担当課長からの説明でもって大方理解をしたところでありますが、再度二、三お伺いしたいと思

います。栃木図書館のほうへは行かなかったということではありますが、この間の全員協議会で私が質問したときに、幾つかの図書館は視察をしてきたという話を聞きました。どこの図書館を視察してきたのか。これを1点まずお伺いしたいと思

います。それと、図書が返却されなかった場合、これは今どんな方法をやっているのか。電話で督促するのか。それともはがきの督促なのか。これも年間相当あるのではないかとと思いますが、これらも今度は指定管理者のほうで一切責任を持って督促もすると理解してよろしいのでしょうか。

もう1点お伺いしたいと思

います。この南那須図書館ですね、これはご承知のとおり、平成15年の3月に竣工したものでして、費用は用地造成費用を含まずに建物だけで6億4,900万円と私、記憶しております。これほどの市の財産を業者に委託をするわけなんです

が、何かこういった場合、保証金みたいなものをいただく。そういう制度がなくていいものかどうか私も疑問に思っているわけなんです

ね。今までも幾つか指定管理者でお願いをしてありますが、これはほとんどが今、観光施設で観光協会等に、言ってみればまちの外郭団体をお願いをしておりますので、こういった場合にはこういった保証金というのは特に必要としないかと思

いますが、今回は全くの一企業にお渡しするわけです。お任せするわけです。その場合の保証金制度というのはこれからも含めて考えなくてもいいのかどうか。この辺のところは市長の考え等もお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） それでは、最後の部分にわたりまして、私のほうから考え方でございますが、お答えを申し上げたいと思います。

先ほども平塚議員のご指摘で総務省からの通達、国土交通省からも相次いで通達があることは承知をいたしております。その中の平成15年から指定管理者制度というのが地方自治法の改正によって認められたわけでありまして。その後、各自治体とも着実にこの指定管理を導入する自治体がふえているのも事実でございます。

そのようなところで、先ほどの総務省の昨年の12月の通達の中で、そういったところにも留意事項の助言として1項目ございます。リスク分担に関する事項あるいは賠償保険、責任保険加入に関する事項、これを具体的に盛り込みなさいよというような助言もございます。そのようなことも踏まえて、この意見を踏まえて、そのような制度導入はしていかなければならないと考えております。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 事前に県内の指定管理関係の図書館でございますが、大田原図書館、高根沢図書館、図書館職員で宇都宮南図書館を視察研修したところでございます。

また、図書滞納整理方法ということでご質問でございますが、中山議員からご指摘のとおり、電話督促、はがきによる督促、また場合によっては訪問督促というような方法で現在実施しているところでございますが、こちらの業務についても指定管理になりますれば、指定管理業者のほうで実施するということになります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 図書館の建物に対する保険の掛け金というのは、これは市が負担することになるんですか。それとも、この指定管理者が負担することになるのか1点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 公共施設でございますので、一括市のほうで入っております。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はございませんか。

3番 渋井由放議員。

○3番（渋井由放） まず1つは、もう1回頭をクリアにしなきゃいけないと思うんですが、これはダイコウ商事という名前間違いなんですね。オオタカ商事さんと言う方もダイコウ商事というのが本来の名前だということでは、まずそれは間違いなんですね。議員の皆様もダイコウ商事でございますので。

それで1点、今、非常に那須烏山市、雇用が少ないということで、パートの皆様はこちらのほうへ希望があれば移れますよというお話がまず1点ございました。ただ、司書の方は多分新規に雇用するのか。また、ここで雇っている方が回ってくるのかわかりませんが、当然もし募集するときは、まず第1回目は那須烏山市の皆さんに特別に応募してもらおう。それでも集まらないときにはちょっと広くというようなことをお願いができないかというようなことで、質問をいたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） ただいまの渋井議員のご質問でございますが、まず、人材確保というようなことで業者からの提案でございますが、先ほども申し上げましたように、臨時職員につきましては再雇用を希望する場合は優先的に再雇用するというところでございます。

また、那須烏山市内にお住まいの方を優先的に採用するというところで、当初は契約社員という形になりますが、希望すれば正社員への登用もあり得るということで提案をいただいております。

以上でございます。

○3番（渋井由放） 了解しました。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番 平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第14号 那須烏山市立図書館の指定管理者の指定について、これは先ほど議案第10号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正と同様でござい

まして、市立図書館の指定管理制度導入そのものに反対でございますので、これについても反対をさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） これより採決いたします。日程第10 議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝田志孝） 起立多数でございます。

よって、議案第14号については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。日程第11 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第16 議案第6号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第5号）についてまでは、いずれも補正予算に関するものでありますので、この6議案について一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第11 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）
について

◎日程第12 議案第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第13 議案第3号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第14 議案第4号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第15 議案第5号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

◎日程第16 議案第6号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第5号）について

○議長（滝田志孝） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第6号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず議案第1号は、平成23年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、一般会計予算の歳入歳出予算をそれぞれ2億5,277万円増額をいたしまして、補正後の予算総額147億745万6,000円とするものであります。

今回は、平成23年度も第4四半期に入るにあたり、事業の精算、確定に伴うものや、9月22日に発生いたしました台風15号による災害復旧など、速やかに対応しなければならない新たな事務事業が生じたことから、補正予算を編成したものであります。なお、人件費につきまして諸手当等の精算及び早期退職に伴う退職手当組合負担金等の増額補正をあわせて行いました。

主な内容を申し上げますと。まず、歳出であります。総務費は、市有財産及び庁舎等の修繕に係る経費や公共施設予約システムの追加のための業務委託料を計上いたしました。

民生費は、平成22年度生活保護費の精算による国庫負担金の返還や子ども手当給付制度の改正に伴う減額であります。

衛生費は、大震災に伴うがれき処理費の減額、普通交付税の確定に伴う広域行政事務組合負担金の補正であります。

労働費は、公募提案型緊急雇用創出事業の精算に伴う財源振替による減額であります。

農林水産業費は、主に補助事業等の確定に伴う予算措置であります。

商工費は、緊急雇用創出事業を活用した観光PR事業のため、業務委託料や一般観光施設の修繕料等を計上いたしました。

土木費は、今年度で最終年度となる道整備交付金事業の増額及び大震災による地殻変動によって生じた基準点を補正するために地籍調査事業費であります。

消防費は、東日本大震災において多くの非常勤消防団員等が殉職したために、公務災害損害補償金を各市町村において負担をする費用を計上いたしました。

教育費は、学校給食費として被災を受け業務不能となった南那須給食センター運営費の減額及び新設をいたします学校給食センター整備費の増額が主なものであります。

災害復旧費は、台風15号により被災をいたしました農地農業用施設、林業用施設、市道等の復旧費を計上いたしました。

歳入であります。地方特例交付金は、子ども手当給付制度の改正に伴い増額をいたしました。分担金及び負担金は、農地農業用施設災害復旧に伴う地元負担金であります。国庫支出金は、

災害復旧事業補助金の増額、大震災によるがれき等処理のための国庫補助金の精算、子ども手当給付制度の改正に伴う国庫負担金の減額、さらには、道整備交付金の追加に伴う増額であります。

県支出金は、東日本大震災による地殻変動により生じた基準点の補正を実施するための事業負担金の増額、及び各種補助事業の確定、精算に伴う措置であります。

繰入金は4月の補正予算において、不足分を財政調整基金繰入金取り崩しによって措置をしたところでございますが、一部国の補助等を見込めることになったために、取り崩し分9,834万2,000円を減額することとしたものであります。

諸収入は、主に大震災に伴う災害見舞金等であります。

市債は、公共土木費、農林水産業費に係る災害復旧事業債及び学校給食センターに係る合併特例事業債の予算措置を講じました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金といたしまして真鍋 一様、3回目となります。山田義治様、そして匿名2名様からであります。それぞれ趣旨に沿いまして予算措置をするものであります。ご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げる次第であります。

議案第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、国民健康保険特別会計予算の事業勘定及び診療施設勘定の補正予算であります。

まず、事業勘定は、歳入歳出額をそれぞれ354万6,000円増額し、補正後の予算総額を34億8,869万2,000円とするものであります。主な内容は、平成22年度特定健診等負担金確定に伴う償還金及び6月の人事異動等に伴う職員給与費に係る所要額であります。これらの財源は、前年度繰越金及び一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次に、診療施設勘定は、歳入歳出額をそれぞれ22万2,000円増額し、補正後の予算総額を8,622万2,000円とするものであります。主な内容は、七合診療所の患者数増加に伴う備品購入費でありまして、財源は前年度繰越金をもって措置をいたしました。なお、本案は、国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、原案どおりとの答申を得ております。

議案第3号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、介護保険特別会計の予算の歳入歳出をそれぞれ962万1,000円増額をし、補正後の予算総額を23億1,959万円とするものであります。主な内容は、過不足が見込まれます介護サービス等諸費、東日本大震災に伴う介護保険災害臨時特例事業費など、所要の補正であります。財源につきましては、前年度の介護給付費の実績による県支出金等の追加交付額及び介護保険災害臨時特例事業費補助金等をもって措置をいたしました。

議案第4号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであ

ります。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出額をそれぞれ50万円増額し、補正後の予算総額を3億8,540万円とするものであります。その内容は、南那須水処理センターの漏水修繕費であります。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第5号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出額をそれぞれ745万円増額し、補正後の予算総額を1億2,348万2,000円とするものであります。主な内容は、配水管の漏水調査及び修繕に要する費用であります。財源は一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

議案第6号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。本議案は、水道事業会計予算の収益的収入の他会計補助金等を617万9,000円増額をし、補正後の予算総額を5億6,039万6,000円といたしまして、収益的支出の配水及び給水費等を1,118万円増額し、補正後の予算総額5億3,319万7,000円とするものであります。

収入の主な内容は、東日本大震災に伴う災害復旧事業費の一部財源とする一般会計繰入金等の増額、支出では水道管漏水修繕費及び職員の給料や手当など人件費の増額であります。また、資本的支出におきましては、高瀬トンネル内の配水管布設設計のため上水道整備費201万6,000円を増額し、補正後の予算総額5億1,040万3,000円といたしました。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括いたしまして提案理由の説明をさせていただきました。慎重ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、一般会計ですね。歳出の中身でございますが、先ほどの項目かはちょっと……総務費だと思うんですけども、公共施設の予約制度を進めるためのシステム改修費みたいな説明をされたような気がしたんですが、どこの項目でこれからどのようにその内容が整備されるのか、説明をいただければと思います。

15ページ、障害者自立支援事業費の30万円、これはどうしてふえたのか。その下の在宅高齢者支援事業費198万円ですね、これも増額した理由についてご説明をお願いします。

次に、17ページ、塵芥収集処理費が2億3,960万7,000円減額になっておりますが、災害等廃棄物処理事業費補助金とありますが、それだけ経費節減ができた、災害廃棄物の処

理費用がかからなかったというような理解でよろしいのかどうか。内容についてご説明をいただきたいと思います。

次に、18ページ、労働費の労働諸費で雇用対策事業費49万9,000円減額になっておりますが、これは19ページの観光振興費で緊急雇用創出事業補助金ということで75万6,000円載っておりますが、これに振り替えて内容を変えたという理解でいいのかどうか。また、19ページの地籍調査費899万6,000円ふえておりますが、これの内容説明についてお願いします。

次に、災害対策費でございますが、21ページ、135万5,000円、これの中身についてお願いします。

23ページ、文化財保護費でございますが、15万円増額されておりますが、この内容についてもご説明をいただきたいと思います。

次に、25ページ、災害復旧費でございますが、土木災害復旧事業費、これは市道関係で災害復旧するのに4,200万円増額したのかなというふうに思われます。その下の災害復旧費で公立学校施設災害復旧事業費185万4,000円ですね。これについてもどのような内容なのかご説明をお願いします。その下の社会教育施設災害復旧事業費470万5,000円、この内容についてもご説明をお願いします。災害復旧費のその下の市有施設災害復旧事業費32万3,000円、これについてもご説明をお願いいたします。

次に、介護保険の先ほどの説明では、介護給付費が東日本大震災による介護保険災害臨時特例補助金の過不足見込みによる介護サービス等諸費、介護保険災害臨時特例事業費の補正ということでございますけれども、この文面では中身がよくわかりませんので、簡単に言えば6ページの介護予防サービス給付費が1,109万4,000円ふえております。さらに、その下の介護予防サービス計画給付費も116万6,000円ふえております。そして、保険給付の関係でございますが、7ページで特定入所介護サービス費、これは1,279万1,000円ふえております。その下の災害臨時特例事業費259万1,000円ふえておりますが、もう少し中身がわかるように説明いただければと思います。

最後に、水道事業でございますが、水道事業の3ページの高瀬地内配水管布設設計事業業務委託料201万6,000円ということでございまして、これは高瀬トンネル内の水道管を布設する設計業務委託だと思うんですけども、どのような工事がされるのかご説明いただきたいと思います。あわせて、この高瀬トンネルそのものですね、工事の進捗状況と今後の開通の見通しについてご説明願えればと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、総合政策課関連のご質問にお答えさせていただきます。まず、公共施設予約システムでございますが、予算書でまいりますと14ページでございます。14ページの2款1項10目の情報政策推進費、行政情報化構築費89万3,000円でございます。

こちらにつきましては、既にご案内のとおり、社会体育施設64施設については予約システムをスタートしておりますけれども、残り公民館施設、緑地運動公園のほうに仮オープンしておりますゲートボール場、そちらの施設35施設の予約システムを来年4月からスタートできるように、今年度、導入に向けての準備をする経費でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 総務課関連で2点ほど、まず21ページの災害対策費135万5,000円についてでございますが、災害の備蓄品、以前にも災害があつて備蓄は予算をとっていただいて整備したんですが、やはり台風でまた出たということで、今回、1,200食ほど大きな災害も見すえまして、それらの備蓄品119万7,000円ほどになりますが、五目ご飯とかリッツ関係ですね、こんなものを整備する。

それから、今回、道路をあちこち通行どめとかそうなったときに、カラーコーンが不足したり、なくなったりということがあったものですから、それらのカラーコーンバー、200セット、そのほかに一輪車ですね、土のうなどを運ぶとかそういうものを10台ほど、これが39万3,000円ほど。それから、台風災害のときに土のうが相当足りなくなりまして、業者さんのほうにお願いしまして1,250袋ほどお願いしまして、それらが37万5,000円。

それから、城東の冠水した部分、水中ポンプ、業者さんの水中ポンプをお借りしましたので、それらの経費39万円、合わせて135万5,000円、これらを災害対策費として支出をいたしております。

それから、25ページの市有地の災害復旧費でございます。32万3,000円ほど今回、予算要求をしましたが、これは南那須庁舎の北西側に2階建ての書庫があるんですが、そこが震災でずれていまして、何回かまだ書類は確保できるんですが、何回か入っていると倒れてけがをするということもあるものですから、それらのものをきちんと直しておかないと、後でけがするとかそういうことがありますので、その改修費が78万5,000円ほどかかるんですが、予算残等々がございますして精査をした結果、17万3,000円ほどが不足なので、今回補正増という形でみているのと。

荒川の水辺公園ですね、あれも水が載ってしましまして、土砂とか草木、こんなものが相当はらんしているということで、環境美化の観点もございますので、これらも整備するという

ことで15万円ほどみて、合わせて32万3,000円という予算を要求させていただきました。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 健康福祉課関係のご質問にお答えいたします。一般会計の15ページでございます。民生費の社会福祉費と障害者福祉費の30万円でございますが、これは障害者自立支援特別対策事業ということで、障害者自立支援法の制度が改正されたことに伴うシステム改修費の委託料が26万3,000円でございます。

それから、旧法から新法に移行した関係で、移行時支援安定化事業という扶助費で3万7,000円ほど増額しております。

それから、3目の高齢者福祉費の198万円につきましては、介護予防ケアプラン作成の委託料として198万円ほど計上してございます。これは介護保険の要支援者の増加に伴います介護予防ケアプランを作成する方がふえたという関係から増額しております。

それから、介護保険特別会計の6ページでございますが、今申し上げました一般会計の介護予防ケアプランの作成につきましては、2款の2項で介護予防サービス当初費に関するものでございまして、ケアプランの要支援者がふえた関係で介護予防サービス給付費と介護予防サービス計画給付費が増額したというようなことから、そういうことになっております。

それから、介護保険のそのほかの関係では、その上の欄の介護サービス等諸費の7目居宅介護等災害臨時特例サービス給付費につきましては、東日本大震災で全壊または大規模半壊、半壊等で被災しました方の利用者負担分、一般的に1割負担になっておりますが、それを全壊の方は負担ゼロということで、大規模半壊と半壊の方は負担が5%負担ということで、それを計上しております。

また、7ページの災害臨時特例事業につきましては、入所施設の食費、居住費の利用者負担分につきましても、ほかの1割負担と同様な形で、保険給付費とはこの部分は違っておりますので、補助という形で予算を計上しております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） お答えしたいと思います。私のほうの質問は、一般会計17ページの一番下の衛生費の中の塵芥収集処理費の減額の説明をいただきたいということでございました。これは2つの事業が入っております。1つは、広域行政事務組合への負担金39万3,000円で、あとは残りが震災のほうの減額ということで2億4,000万円ということでございます。広域の負担金の増は、普通交付税の増があった関係でそれで39万3,000円がふえているということでございます。

震災のほうの大きな減額でございますけれども、当初は、県外の一般廃棄物最終処分場の管理型を予定していたところではございますけれども、すべてがリサイクルできることになりましたので、金額的にトン当たり1けたぐらい違うものですから、非常に安くなったということでございます。財源でございますけれども、国庫補助はそういうことで減りますけれども、新たに地方債として歳入欠陥債を導入させていただきまして、交付税で100%みていただけるという起債でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋商工観光課長。

○商工観光課長（高橋 博） 私のほうから、18ページ、19ページ関連の質問でございます。これらにつきましては、議員の質問のとおりでございます。いわゆる19ページの観光費の75万6,000円のうち、緊急雇用創出事業費補助金が50万円、ふるさと雇用再生特別事業費が25万6,000円のうち、この上段の緊急雇用創出事業に伴う財源振替ということでございます。これらにつきましては、観光協会の職員の異動があったということで、その精算に伴う補助金でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 福田都市建設課長。

○都市建設課長（福田光宏） 私のほうから3点についてご説明させていただきます。19ページの地籍調査費の中の13節委託料866万7,000円の説明をさせていただきます。この件は、東日本大震災により基準点が移動しました。そのために座標値の変換とか点検測量費がかかりますので、その委託料でございます。

あと25ページ、2点目の土木災害復旧費の件なんです、13節の委託料760万円、これは台風15号で道路に土砂が落ちました。これの応急的に土砂を排除する委託料の金額でございます。45カ所ありました。

その次の工事請負費3,440万円なんです、国庫の災害復旧箇所7カ所あります。これが約1,200万円を考えております。あと市単独の災害復旧23カ所あります。その金額が2,240万円を考えておりますので、合計3,440万円ということとなっております。

3点目なんです、高瀬トンネルの進捗状況です。高瀬トンネルは本体工事の開通は現在しております。それで、その本体のトンネルの工事を進めておまして、これから舗装工事とか照明工事を発注して、平成25年の春に開通予定ということをお知らせいたします。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、続きまして同じページの災害復旧費、公立学校施設災害復旧費で、金額が185万4,000円でございます。場所につきましては、つくし幼稚園になります。外構となりますが、正面昇降口、幼稚園の入り口なのですが、そのアスファルトの部分に亀裂、また一部地盤が沈下、最大6.5センチでございます。今後、不便を来さないように調整をしたいということで、今般この事業につきましては文部科学省とも調整をいたしまして、補助対象事業として査定も既に終了しておりまして、今回、予算を計上させていただいております。全体面積につきましては390平米ほどになります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 私のほうから、23ページの文化財保護費関係について、まず1点ご説明を申し上げます。こちらは指定文化財保存修理事業費ということで、市指定文化財になっております森田地内芳朝寺にあります大田原氏の墓碑群が、3月11日の東日本大震災によりまして倒壊等いたしました。こちらの修繕ということで、総事業費30万円の2分の1を補助する事業費でございます。

続きまして、25ページの社会教育施設災害復旧事業費でございます。まず、11節需用費で61万円を計上いたしました。こちらは台風15号被災によりまして、大桶運動公園の野球場のフェンスが倒壊いたしまして、これらの修繕費用でございます。また、工事請負費409万5,000円につきましては、緑地運動公園の野球場西側の石積みブロックが、3月11日の大震災によりましてかなりたってしまいまして、延長で約20メートルでございますが、こちら、国庫補助の申請をいたしましたところ認められまして、409万5,000円の事業費で今回工事を発注するところでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 水道事業会計、高瀬地内配水管布設設計業務委託料201万6,000円の件でございます。現在、県の土木事務所の工事日程調整でトンネル内に電気、NTT、水道管について、来年4月から順次布設することで指導されております。このため、今回、設計費について補正するものでございます。

業務委託料の内容でございますが、今回、水道管につきましては口径100ミリを県道神長地区のほうは90メートル、トンネル本体が430メートル、県道高瀬地内に300メートル、新規に布設する予定でございます。計820メートルでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。説明でよくわかったんですが、最後に社会体育施設が64施設、なお、公民館とかゲートボール場が35施設ということで、公共施設の予約システムを来年4月からスタートするというところでございますが、生涯学習課関係が多いということなので、これは窓口は一本化ということで、烏山の庁舎でも南那須の庁舎でも対応していただけるというふうになるのか。その辺の予約はどんなふうに対応されるのか。もし、まとまっていれば説明をお願いします。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 本年度、体育スポーツ施設につきましては既にシステムを導入したところでございますが、今回、公民館等の施設の導入を予定しておりまして、窓口につきましてはもちろん一本化、また、烏山公民館等でも今までどおり受付は可能でございますし、パソコン等からも予約が可能になるということでございます。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（滝田志孝） ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時14分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 2点ほどお伺いします。1点目は、各款、それぞれの費用の中で人件費等が給料、職員手当、共済費等がふえている中なんですけれども、諸般の事情でふえざるを得なかったということであろうと思います。その中で、16ページですけれども、保育施設費の中の保育園の関係の人件費、職員手当、共済費ですね、それと、23ページにあります幼稚園関係の同じく給料あるいは手当、共済費等が大幅に減額されております。人事異動の表などを見ますと、正職員を減らして臨時職員のウエートを高くしているということから、こういう結果が出ていると思うんですけれども、その比率の割合が極端に、特にことあたりはなってきたように見受けられます。

公立の保育園並びに幼稚園等の正職員と臨時職員の人数ですね、それぞれわかればお聞きしたいと思うんですが、あまりにも人件費節約ということで臨時職員が3分の1どころか、あるいは施設によっては4分の1が近くが正職員で、4分の3近くが臨時職員というところも、できつつあるように見受けられます。日ごろの運営等で問題等も懸念されないのかどうか、お伺いしたいと思います。

先ほど高瀬トンネル内の配水管の工事の設計委託料というお話だったんですが、これは上水

道それぞれあるわけでありませけれども、これを将来一本にして、片方を閉鎖するという計画でこういうことをやるのか。あるいはお互いに相互補給し合うために災害時とか何かのためにやるためにジョイントするのか、どちらのねらいでやられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、人件費の部分でございますので、私のほうから。16ページの保育費関係につきましては、年度途中で職員の退職等がございます、その関係で減額になっている。あと、幼稚園とかほかの場が人事異動等がございますと、園長クラスが変わって新しい園長が入ってくると。そうやってきた場合には給料自体が積算の根拠が違いますので、そういう意味での精査で、すべてある程度3月あたりに人件費は精査するものがございますが、ほかの部分がある場合に今回整理した部分もございますので、そんな形でこの保育園費、幼稚園費関係については極端に数値が出ているということで、今後3月では総体的な整理をして精査をして、補正のほうを対応したいと考えております。

人数のほうはちょっと私のほうでは把握しておりませんので、後でこれはご報告させていただくということで。

○議長（滝田志孝） 鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） それでは、先ほど総務課長のほうから答弁の中にありましたように、各保育園、幼稚園の正職員と臨時職員の割合につきましては、後日改めて報告させていただきたいと思いますが、私の記憶に間違いなければ正職員が全体の4割程度、あとは臨時職員が6割程度というような解釈をしております。

保育園によっては、正職員が3割程度、あとは臨時職員が7割ということで、あわせて運営上に問題はないかということがございましたが、実際、私のほうでこちらに配属されてから思うことは、臨時職員の方でも同じ保育園に非常に長くいらっしゃる方がいらっしゃいます。それで、正職員の場合はある程度の年数、5年とかその程度で一般保育士につきましては大体各保育園を異動するような形をとっておりますが、どうしても長くなる臨時保育士さんのほうが長い、保育園によっては。そういったところで園長先生のお話をお伺いしたりしますと、運営上ちょっとやりづらい点があるというふうには伺っております。

今、たまたまきのう、私ども、園長先生ともお話をしまして、そういった部分につきましては改善をするべく平成24年度の臨時職員の方が、また、正職員の配置につきましても一方的に偏るような、今は非常に正職員雇用ができておりませんので、そういった中でも何とか正職員と臨時職員の割合が均等に、少ない数ではあるんですが、そのような方向で配置を考えてまいりたいというふうに思っております。今後そういったことは園長先生とも、また総務課とも十分協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 高瀬トンネルの件でございます。目的は2つあります。1つは今回の3月11日、非常に大きい地震による災害があったわけなんですけれども、1,000戸近くが断水している状態でございます。本来配水池が違くと、圧が違いますので、南那須の配水管、烏山の配水管を接続するということはお互いに引き合い出し合いというんですかね、そういうことがありますので、基本的には配水管が違うときは、いわゆるループ式にはいたしません。しかし、災害時、非常に水が回らない。そういう場合はルートを変えて水を給水する。そういう目的から、今回トンネルにあわせて将来の、今言いましたようにインフラに強い水道施設を構築するために計画したものでございます。

もう1点は、合併効果をより強く引き出すために布設をする。結局、現在、神長地区におきましては、愛宕台配水池系の水を引いております。将来につきましては、高台、現在も非常に水圧が低くて困っているということも伺っております。神長地区におきましては、愛宕台からの給水を停止いたしまして、将来は南那須から引いてくる。そういうことになれば、増圧ポンプ地を絡めなくても非常に安定した水が供給できることも確保できますので、そういう観点から、今回のトンネルの工事にあわせて将来に向かって引くということで、近い将来、接続するという考えはまだないんですけれども、将来のために布設しておくという目的で今回、布設設計をするものでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） どちらもわかりましたけれども、保育園、幼稚園の正職員あるいは臨時職員のバランス、これは重要な問題だと思いますので、新年度の骨格もつくられ始まるのだと思いますので、十分検討いただければと思います。どうしたって、臨時採用とは言いながら日給で対応だと思いますけれども、長くなればどこの世界でも同じだと思いますけれども、正職員の学卒の人にはどこにも及ばない部分があると思います。極端に言えば、園長のみが正職員で、あと全部臨時でもあればまた別かだと思いますけれども、4対6とか3対7の場合には一番問題も起きやすいのではないかなと心配するものから、お伺いした次第であります。

そのバランスも3対4以上に臨時職員が多いところも名簿を見るとあるようなので、4対6でいくのならば、どこも同じようなバランスでやってもらったらどうかなと思われま。これはお願いでいいです。

あと、高瀬トンネルの部分も今すぐどうこうというわけに、つなぐという意味じゃなしに、あらかじめ将来のために布設しておくんだということですね。わかりました。

終わります。

○議長（滝田志孝） そのほか質問ございますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） たくさん質問があって申しわけありません。まず、12ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。その中の雑入ですね。これは全部で9項目ありますが、その中で2つほどお伺いしたいと思います。まず1つは、栃木県市町村長会災害見舞金100万円ほどいただくことになったそうですが、いかなる理由でこれが南那須のほうにいただけるのか。それと同じくもう一つ、東日本大震災の関係で、県災害見舞金300万円もいただきますが、これもどのような根拠で交付されるのかお伺いします。

それと、そのページの一番下に市債のうちの災害復旧費ですね。そこに歳入欠かん等債として2,900万円あります。これは耳なれない名称でして初めてなんです。これはどのような起債になるのか、これについてもお伺いをしたいと思います。

次は17ページに移ります。17ページの民生費ですが、この中の説明欄に保健衛生総務費として718万5,000円ほど補正になりますね。これは当初予算でも4億9,200万円ほど既に計上してありますが、今回、いかなる理由で増額するのか。

次に、衛生費であります。ここで国庫補助金が1億4,100万円、これは減額でありますね。これは前の補正予算では1億7,000万円あげてあります。そうしますと、差し引き2,900万円ということになるんですが、先ほどの説明ですと、この中に広域行政に対しての補助金が39万3,000円ほど入っているそうですが、その2,900万円から39万3,000円を差し引いた残りは、これは全部例の震災廃棄物の処理費に対する補助金とみなしてよろしいのか。

次に、委託料も減額していますね。これも前回の予算では3億4,000万円ありました。ところが、今回2億3,960万円7,000円もの減額であります。そうしますと、1億39万3,000円、およそ1億円がまだこの予算に残っているわけですが、この約1億円でこの震災に関する廃棄物は一切処理ができた、これもそうみなしてよろしいのかです。

次に、21ページであります。ここの消防費の国庫補助金の欄で9款1項3目の国庫補助金が2,427万円減額しております。これはなぜ減額したのか。この理由についてお伺いをします。

次に、24ページであります。ここには農林水産施設の災害復旧ですが、この中の負担金補助及び交付金2,000万円が計上されておりますが、これはいわゆる国庫補助に該当しなかった40万円以下の事業費に対する補助金とみなしてよろしいのでしょうか。

次に、26ページであります。ここに一般職の総括表が載っております。補正後、補正前比較となっております。職員数はマイナス3で給与は819万円ほど減額になっています。あ

る程度の減額は今回の人事院勧告による引き下げで当然かなとは思いましたが、理解できないのは職員手当が1,839万6,000円増額になっています。その下のほうの内訳を見ますと、期末勤勉手当、これが増額の理由かなと思いますが、この辺のところ、少し説明をいただきたいと思います。

次に、下水道事業会計について1点お伺いしたいと思います。下水道会計の8ページです。これはこれまでの説明ですと、南那須の水処理センターで漏水があって、その修理工事費だとそのような説明を受けました。しかし、この需用費で50万円を計上しておりますが、これはなぜ需用費なのか。工事費でないのか。この理由についてお伺いします。

次に、簡易水道事業の5ページであります。これ、先ほども質問があったようですが、簡易水道事業のこれも漏水調査及び修理費ということで、前回の全員協議会の中で私は聞いていたつもりであります。金額は745万円ですか。そのうちの委託料は調査費でわかります。この需用費の409万円ですね、これはなぜ需用費なのか。工事費でないのか。これも理由をご説明をいただきたいと思います。

次に、水道事業の2ページであります。この支出のほうの部の備考欄に漏水修繕費として717万円計上してありますね。もうこの漏水の調査費としては何回も何回も計上しておりますが、この漏水調査はいつ終わるのか。これについてまずお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） それでは、総合政策課関連の項目についてお答えさせていただきます。まず、12ページ、第1点目の雑入の栃木県市町村振興協会災害見舞金でございます。この市町村振興協会につきましては、市町村振興宝くじ、いわゆるオータムジャンボですね。こちらの収益金を活用いたしまして、市町村の振興事業に助成をしている団体でございますけれども、今回につきましては、東日本大震災の災害救助法の適用市町村に対しまして、被害家屋であるとか、死亡者の数に応じて被災見舞金を配分いただけるということでございます。ちなみに全国市町村振興協会分として90万円、栃木県市町村振興協会分として10万円、合わせて100万円の見舞金をいただけるということでございます。

次に、1つ飛ばしまして災害復旧債の中の歳入欠かん等債というふうにございます。こちらの中身でございますけれども、ちょっと初めて聞く言葉だと思いますが、こちらは災害復旧事業の際に、数ある起債の中のメニューの1つでございます。国庫補助の災害復旧事業であるとか、単独災害復旧事業のほかに、歳入欠陥等債という1つのメニューがございます。

これはどういうことかと申しますと、1つといたしまして、災害によって生じた地方税の減免等で生じます財政収入の不足を補う際に借りられる起債。それから、2つ目としまして、

国庫補助金の交付を受けて行う災害対策事業、メニューといたしますと、今回のような災害廃棄物の処理事業そういったものに充当できる起債でございます。こちらにつきましては、国庫補助の裏負担100%充当していただけますので、今回、国庫補助金が2,900万円ということですので、今回起債のほうも2,900万円。こちらは後年度元利償還金について100%交付税で措置をいただけるということでございます。

それから、17ページ、民生費保健衛生総務費の718万5,000円でございます。こちらにつきましては、広域行政負担金のうち的那須南病院への負担金でございます。その中の公的病院運営費にかかります交付税措置分ですね。こちらが当初2億円見ておりましたけれども、今回、交付税の額が確定いたしまして718万5,000円ほど予算より多めに交付税のほうで確定したということで、今回予算措置をするものでございます。

それから、21ページ、消防費の中の国庫支出金の減額理由2,427万円の減額理由ということでございますけれども、こちらにつきましては合併市町村補助金でございます。こちらの合併市町村補助金につきましては、合併後10年間で全体で3億円補助金をいただけることになるわけなんですけど、今年度消防施設整備費として3,750万円の要望をいたしました。ところが、国の予算の関係で決定額が1,323万円ということで、2,427万円減額となっておりますので、今回こちらの減額補正をするものでございます。

総合政策関連は以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 総務課関連、何点かございました。12ページの雑入関係でありますけど、東日本大震災の栃木県災害見舞金ということであります。これは県から大きな災害があった市町ということで、県費の予算になるわけですが、市のほうに対していただいたということでありまして、これは特に全壊、半壊に配分するとかそういうものではございませんで、一般財源として災害復旧のための経費としてということにいただいているものでございます。

それから、給与費明細の中で26ページ、職員手当と1,839万6,000円ほど増額になっております。これはご指摘のように、期末手当関係の増に伴うものでございまして、ちなみに今回、給料800万円ほど減額しておりますが、これは今回の人事院勧告のものではございません。やはり異動とか退職とかそういうものがございまして減っているということで、人事院勧告に伴うものは3月で精査させていただくことになりますので、お含みおきいただきたいと思っております。

この中で職員手当です。期末手当826万円、勤勉が513万円、本来、減るべきものが何でこんなにふえているんだということでご指摘いただきました。これは単純に当初予算の計上のときの掛け率の間違いでございまして、大変申しわけありません。今回、チェックして全部

精査した段階で不足が生じたものですから、調べてみましたらそういうことなので、正規な掛け率で精算しておきませんと、今後、支払いに不足が生じるということで今回対応させていただいたということで大変申しわけありません。よろしくお願いします。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） それでは、17ページの塵芥処理費関係についてお答えをしたいと思います。先ほど総合政策課長のほうから歳入欠かん等債ということで2,900万円のお話があったと思います。17ページの地方債の部分に2,900万円ということで財源内訳が載っていると思います。そんなことから震災のほうの起債に充てたという状況でございます。

あと2,400万円委託料が減っているということから、最初の補正のときに3,400万円補正をお願いした関係で、残り差し引き1億円というのは議員のご指摘のとおりでございます。あとそのほかにも補助にならない部分もありますので、およそ1億円ぐらいで足りるのではないかなというふうに予想しているところですが、今現在も、まだがれき類、木質類、まだまだ搬入終わっておりませんので、とりあえず今年度は十分に受け入れたいなど。もし場合によっては、年度を越えても受け入れざるを得ないのかなというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 予算書の24ページ、災害復旧費の中の19節負担金補助及び交付金で2,000万円でございます。これは議員お尋ねのとおりでございます。今回の台風15号での市単独での復旧事業で、農地の復旧用で1,000万円、農業用施設で1,000万円、計2,000万円を措置したものでございまして、先週のころからもう大分この事業への引き合いが来てございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 上下水道課関係3点ございました。まず1点目の下水道会計の南那須処理場、南那須水処理センター漏水工事50万円でございます。ご質問のとおり、修繕費でとるか、工事費でとるかの判断につきましては、この後2つ補正がありますが、いずれも小破修繕ということで簡易水道、上水道とも一体の漏水工事ではないと、複数の漏水箇所を修理するというのでありますので、一応予算項目は需用費の修繕費に計上させていただきましたということをご理解いただきたいと思います。

前に戻りまして、南那須水処理センターの漏水工事であります。既に漏水調査を音調なんですけれども実施しておりますが、水処理センター、常時水の循環しております関係上、音調

による漏水調査を実施しても特定できませんでした。今回、最後の手段という形になるんですけれども、いわゆる建物敷地内1町歩超える敷地がありますので、音調調査ではなかなか難しいだろう。水道をとめまして、ヘリウムガスを充填して今回漏水調査を実施するというので、調査費と修繕費合わせまして50万円を計上したところでございます。

次に、簡易水道需用費、工事費ではないのか。409万円ということですが、今回、この後の説明にもなるんですけれども、前倒しして烏山地区に簡易水道を4つ持っております。いわゆる有収率が低いために本来は平成24年度に予定していたんですけれども、今回前倒しして実施するというので409万円を計上したものでございます。

上水道の漏水修理費717万円でございますが、内訳的には今回、7月から漏水調査をいたしました。その結果、本管で13カ所、給水管で28カ所の漏水を確認しております。それらにかかる修繕費として327万円、あと今後、冬季期間に入りますので凍結等による通常の漏水分が390万円、合わせまして717万円を予算計上したところでございます。

最後の質問項目、漏水調査、修理はいつ終わるのかということですが、本年度当初予算に烏山地区の上水部分を予算計上して総延長85キロ、4,753戸を対象に漏水調査を既に完了しております。先ほど申し上げましたように、その調査結果、本管で17カ所、家庭に引き込む給水管等から28カ所、合わせて41カ所漏水が見つかっております。

今回、前倒しして簡易水道分4地区やるわけなんですけれども、内訳につきましては4地区の簡易水道、合計が総延長で85キロメートル、戸数でいきますと1,574戸を対象に、本年度中に烏山地区の漏水調査及び修繕を完了する予定でございます。

来年、平成24年につきましては、1年前倒しいたしまして南那須地区を対象に調査を実施してまいりたいと考えております。総延長が209キロ、3,980戸を対象に一応今の概算費用では来年当初予算になるわけなんですけれども、総額、これは修繕箇所がまだわかりませんので調査費だけで設計段階では740万円前後必要なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 大方わかりました。先の震災廃棄物の処理についてもう一度お伺いしたいんですが、そうしますと、この処理費が約1億円かかって、それに対する補助金が2,800何がしぐらいではないかと思えます。そうしますと、20数%の補助率になるのではないかと思えますが、この辺は具体的に何%なのか。これ、当初予算、前回のこれも補正予算であげたわけですが、あの際は補助率が2分の1というような説明がありました。しかし、この2分の1からでは大分今回はこの補助率が下がるのではないかと思えますが、この辺のところの補助率についてもう1点、このことについてはお伺いをしたいと思います。

それに上水道、簡易水道ともにですが、この需用費であげていきますね。これ、私は工事費でないのかというような質問をしましたが、そうしますと、これは実際には業者をお願いをし、修繕をするのではないかと思います。その際は工事請負契約書で処理をするのと違いますか。どんな処理をするんですか、これほどの大きな金額。これが1点です。

それと、そうしますと、漏水調査は烏山地区は今年度中に、旧南那須地区は来年度には終わるということのようであります。この漏水につきましては、決算審査の際、去年もことしも委員長報告の中で指摘しているわけであります。さらに、監査委員からも同じように2年続けて早急な改善が必要と指摘されているわけですね。どうもこの予算計上が遅い。なぜ、一挙に予算計上し、修理修繕しないのか。これは担当課として間に合わないから、小出しに調査費の請求をしているのか。それとも、これは財政方面でカットされているのか。この辺について伺います。

○議長（滝田志孝） 小川環境課長。

○環境課長（小川祥一） 廃棄物関係の補助金の率ということですが、最初の補正のときに申し上げたとおり、補助率は2分の1ということで現在も変わりございません。それで、このほかに12月に正式には国の査定を受ける予定です。ですから、まだ完全なる確定ではございませんけれども、そのほかにどうしても国庫補助では見られないような、実際に運び出した後の整地部分とか、そういったものも単独で見なくちゃならない部分が幾つかございますので、そんなことから計算上はぴったり2分の1にならないという状況でございますので、ご了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） それでは、漏水修繕の進め方でございますが、本年の3月11日の震災対応も全く同じやり方をしております。漏水工事につきましては、那須烏山市に管工事組合がございます。管工事組合に漏水箇所を図面的に示しまして、いわゆる漏水の場合には待ったなしで工事をやります。したがって、40カ所とか、今回、震災につきましても相当の数が漏水発生しております。

そういう場合につきましては、管工事組合をお願いしまして、手すきの業者、地区割等を考慮いたしまして、適宜管工事組合の組合員さんが協議の上、担当地区、担当箇所を決めて受注しているということでございます。なお、いわゆる設計書等は緊急工事でございますので、設計はしておりません。出来高によって設計するという形をとっております。

最後のもう1つ、1点目でございます。漏水調査のスピードが遅いのではないかとということでございますが、当市は一応総延長距離が320キロ程度有しております。これらを複数業者

にお願いすればできないこともないんですけども、県内に漏水調査をする業者が少ないということ、あと、漏水箇所を順次修繕を行っていきますので、業者がその100とか200の漏水を年度内に対応できるのか。そこら辺を勘案いたしまして当初は3年契約でやったんですけども、特に漏水がひどい烏山地区は前倒しして1年でやる。来年につきましては比較的87%台を南那須の上水道は維持しておりますので、あまりという用語弊があるかもしれませんが、緊急的ではなくて継続的にやろうという考えに基づきまして、2年間ということを実施している次第でございます。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 32ページに出ている境小学校のトイレ改修工事とあるんですが、最近改修したばかりのような気がするんですが、どのような改修をされたんでしょうか。

○議長（滝田志孝） 大野学校教育課長。

○学校教育課長（大野治樹） 今回の補正で計上するものにつきましては、昔ながらのまたがりのトイレでありまして、それを1カ所洋式に変更するというので改修するものでございます。現在1カ所だけの洋式を設置するというので改修予定でございます。

○2番（川俣純子） わかりました。

○議長（滝田志孝） よろしいですか。

そのほか質疑はございませんか。

それでは、先ほど渡辺議員から質問がありました。それについて答弁がおりますので、答弁をさせていただきます。

鈴木こども課長。

○こども課長（鈴木重男） 先ほど渡辺議員のほうから各保育園、幼稚園の正規と臨時職員の割合はどうか。数字的なものでございましたので、今調べましてわかりましたので順次園ごとに説明を申し上げます。

まず、七合保育園でございます。正規職が5名、臨時の場合は保育業務とか保育の補助、それから調理の補助もございまして、保育業務に限定させていただきます。保育業務が6名。すくすく保育園、正規職が5名、臨時の保育業務担当が11名。にこにこ保育園、正規職が11名、臨時の保育業務担当が14名。つくし幼稚園、正規職が10名、保育業務の臨時職員が4名でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） ありがとうございます。

ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第6号までの6議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第11 議案第1号 平成23年度那須烏山市一般会計補正
予算（第5号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第3号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第
2号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第4号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第
2号）について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第5号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(滝田志孝) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第6号 平成23年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第5号)について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(滝田志孝) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(滝田志孝) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、11月30日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

〔午後 2時59分散会〕